

産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する制度の提案について

1 目的

産業廃棄物等関連施設の設置計画を早い段階で住民に公開し、住民の意見に対して事業者が見解を示すなど、住民及び事業者双方が意見交換することなどの手続を経ることにより、適正な施設の適正な立地に対して、住民と事業者との間で円滑に合意形成が図られることを期待するもの

※ 産業廃棄物等関連施設の設置に際して、環境影響調査や住民説明などの手続について定める市の条例を制定しようとするものであり、市が施設の設置申請に対して許可を行うものではない

2 対象施設

- (1) 産業廃棄物を処分する施設
… 最終処分場、焼却施設、破碎処理施設、分別施設、浄化施設など
- (2) 産業廃棄物の収集運搬事業者が設置する積替え又は保管施設
… 中継場所、保管場所
- (3) 汚染土壌処理施設
… 浄化処理施設、セメント製造施設、分別処理施設

3 事業者の責務

- (1) 施設の事業計画書、環境保全対策書を市に提出
※ 環境保全対策書は環境アセス項目に基づき調査を行い、環境保全措置、対応効果などをまとめた書類
- (2) 説明会により事業計画、環境保全対策等の内容を住民に周知し、意見交換を行う
- (3) 地元の町内会等との環境保全に関する協定の締結
※ 関係する漁協、農協、土地改良区等も対象

4 市の責務

- (1) 事業計画書等に基づく関係地域の設定
 - ・焼却施設 … ばい煙等最大濃度の到達地点の2倍の距離
 - ・最終処分場 … 敷地境界から3km

- ・その他施設 … 敷地境界から300m
- (2) 事業計画書等の住民への縦覧
- (3) 関係住民と事業者の意見調整
- (4) 合意が得られない場合における“あっせん”の実施
- (5) “あっせん”に関する専門家からの意見聴取
 - ・専門家 … 産業廃棄物等対策委員会
 - ※ 法律、水質、大気、環境影響評価、地盤工学、廃棄物等を専門とする大学教授など
- (6) 条例に違反した事業者に対する勧告、改善命令、公表

5 関係住民ができること

- (1) 事業者が行う説明会等で事業者から直接、事業計画等に関して説明を聞き、意見書を提出すること
- (2) 事業者と合意が得られない場合には、市に“あっせん”を申請すること
- (3) 地元の町内会等が、事業者と環境保全に関する協定を締結すること

6 その他

“あっせん”の不調、環境保全協定の不調の場合においても、事業者が市に対して「環境保全誓約書」を提出することにより、条例の手続は終了となる。事業者は、廃棄物処理法に基づく手続を進めることになる。